

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和6年12月13日

奈良県知事 殿

奈良県御所市60-21
奈良県御所市商工会
会長 松嶋 秀典

奈良県御所市1番地の3
御所市
市長 山田 秀士

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：持田 裕生

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

○洪水害（御所市ハザードマップ 奈良県水防計画、水防法第14条第1項）

本市を流れる河川のうち、大和川水系葛城川が奈良県知事により水位周知河川に指定されており、洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等が定められている。この浸水想定区域内は、御所市の中心市街地で小売業が密集している地域である。

○土砂災害（御所市ハザードマップ 土砂災害防止法第7条及び第9条）

土砂災害のおそれがある箇所として、当市のハザードマップで、市内267箇所（急傾斜地の崩壊93箇所、土石流172箇所、地滑り2箇所）が土砂災害警戒区域として、そのうち市内226箇所（急傾斜地の崩壊91箇所、土石流135箇所）が土砂災害特別警戒区域として指定されている。御所市は土砂災害特別警戒区域を外して、商工業者が点在している。

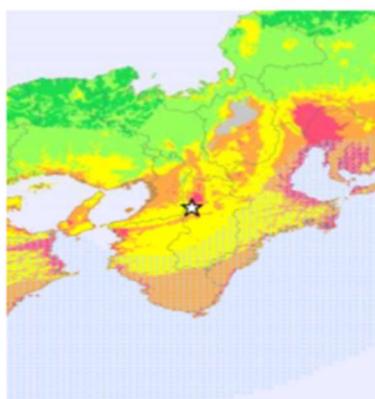
奈良盆地内の他市町に比べ、土砂災害リスクは高く、特に、当市内南部・西部は山間部に隣接し、基幹産業である製造業・建設業の工場・拠点も存在している。

○地震（御所市ハザードマップ、御所市地域防災計画、南海トラフ地震防災対策推進基本法）

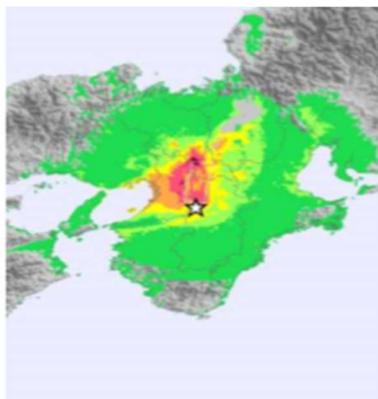
本市を襲う地震のうち、最も大きな被害をもたらす恐れのある地震は、中央構造線断層帯地震、東南海・南海地震で、市内の全域で最大震度7から震度5強に見舞われると想定されている。

また南海トラフ沿いの地域におけるマグニチュード8～9クラスの地震の30年以内の発生確率は70%～80%に達するとされており、本市における震度は最大で6強とされている。

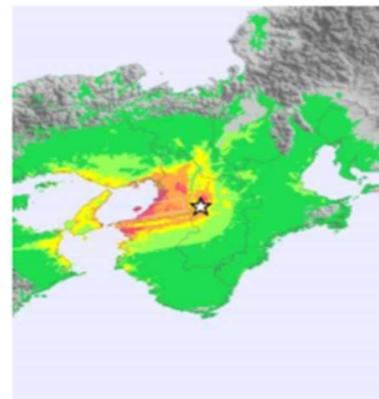
（大きな影響を及ぼす特定の地震と震度分布図 提供：東京海上日動火災保険株式会社）



南海トラフ巨大地震
種別 海溝型地震
マグニチュード 9.1
想定震度 震度6弱
被害レベル レベル4



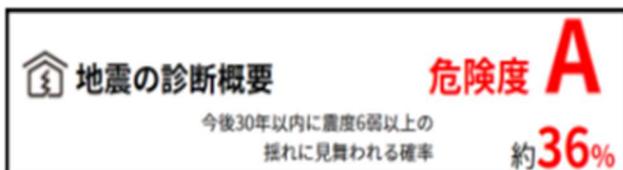
生駒断層帯
種別 活断層地震
マグニチュード 7.46
想定震度 震度6弱
被害レベル レベル3



中央構造線断層帯和泉山脈南縁
種別 活断層地震
マグニチュード 7.72
想定震度 震度6弱
被害レベル レベル3

地震の発生確率を考慮した総合結果

提供：東京海上日動火災保険株式会社



“危険度”は、地震調査研究推進本部が公開している“今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率”をもとに、独自の定義に従い、設定しています。

＜危険度の定義＞
“今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率”に基づく危険度

- 危険度S：確率が 50%以上
- 危険度A：確率が 26%以上 50%未満
- 危険度B：確率が 6%以上 26%未満
- 危険度C：確率が 3%以上 6%未満
- 危険度D：確率が 0.1%以上 3%未満

○その他のリスク（感染症等）

医療・介護施設のノロウイルス、飲食店の食中毒、インフルエンザ等感染症に対する想定外のリスクがある。

災害時復興拠点となる御所市役所、商工事業者復興支援拠点となる御所市商工会とも葛城川に300m内に隣接している。それぞれ拠点として、資料のバックアップ他、現在・未来の水災害準備・対策が重視される。

（2）商工業者の状況

令和3年経済センサス-活動調査から、御所市の事業所数は997事業所、従業者数は9,288人である。その内訳は、生活関連サービス業（24.0%）の割合が最も高く、卸売業・小売業（22.8%）、製造業（16.2%）、と続く。また宿泊・飲食業は（5.1%）と最も低い。第二次産業が占める割合は、御所市全体の約26.1%を占める（製造業17.4%、建設業8.7%）。

＜県全体と御所市の対比：事業所数・従業員数＞

市内事業所数の変動

調査年	事業所数	建設業		製造業		卸・小売業		宿泊・飲食業		サービス業		その他事業	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
平成21年	1,225	107	8.7%	215	17.6%	355	29.0%	79	6.4%	277	22.6%	192	15.7%
平成26年	1,155	94	8.1%	214	18.5%	296	25.6%	64	5.5%	283	24.5%	204	17.7%
令和3年	997	87	8.7%	173	17.4%	257	25.8%	51	5.1%	239	24.0%	190	19.1%
※参考：奈良県R3	45,583	4,228	9.3%	4,228	9.3%	10,853	23.8%	4,649	10.2%	16,462	36.1%	5,163	11.3%

市内事業所従業員数の変動

調査年	事業者 従業員数	建設業		製造業		卸・小売業		宿泊・飲食業		サービス業		その他事業	
		員数	構成比	員数	構成比	員数	構成比	員数	構成比	員数	構成比	員数	構成比
平成21年	10,865	839	7.7%	2,693	24.8%	2,277	21.0%	480	4.4%	1,713	15.8%	2,863	26.4%
平成26年	10,531	686	6.5%	2,711	25.7%	1,810	17.2%	418	4.0%	1,743	16.6%	3,163	30.0%
令和3年	9,288	480	5.2%	2,388	25.7%	1,771	19.1%	391	4.2%	1,150	12.4%	3,108	33.5%
※参考：奈良県R3	444,916	21,134	4.8%	70,496	15.8%	92,250	20.7%	39,555	8.9%	142,580	32.0%	78,901	17.7%

経済センサス 奈良県統計 御所市統計より引用

(3) これまでの取組

1) 御所市の取組

・防災に関する計画・マニュアルの策定及び訓練の実施

災害発生時における応急対策を迅速にして、かつ確実に実施できるよう平常において関係機関と緊密な連携をとり、図上又は現地で次の区分により計画的に実施。

- ①水防訓練 ②災害救助訓練 ③災害通信連絡訓練 ④図上訓練 ⑤非常招集訓練
- ⑥学校等安全避難訓練 ⑦総合防災訓練 ⑧土砂災害避難訓練

・防災備品の備蓄

市は公共施設、小学校など19カ所に重要物資を備蓄。他に必要な物資の確保のため、民間業者等と緊急時の物資調達に関する協定を締結するなど確保体制を整備。市民は自助として、3日分の食糧、水（1日1人あたり3リットル）、常備薬、衣類等を非常持ち出し品として用意する努力を実践。

・ハザードマップの作成、配布、市のホームページに掲載

・災害時応援協定・覚書の締結

全般、情報提供、輸送等、物資、ごみ処理、救護等、救助等、水道、下水道、ガス、電気、復旧、帰宅者、住宅、警備、消防、その他の項目に分類して49の協定を締結。

・小中学校による防災教育の実施

ナラ・シェイクアウト（奈良県いっせい地震行動訓練）の周知及び実施。

・都市の防災機能の強化

耐震改修促進計画に基づき、地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、昭和56年以前に建設された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物、いわゆる新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進。避難所となる市内各小中学校については、現時点で全て耐震改修済み。

・地域防災拠点の整備

地域防災拠点（指定避難所）の設備の充実を計画的に行っている。また、令和6年4月には新たな防災拠点として、災害時に大規模避難所となり、また物資の集配・配送拠点となる大型の備蓄倉庫を備えた、御所市防災交流館を開館した。

・避難体制の整備

防災用資機材等の確保・点検、ボランティア活動支援環境の整備。
指定緊急避難場所18カ所、指定避難所32カ所を指定。
避難所設備の充実、資機材の配備。市民に周知するなどの体制の整備。
避難行動要支援者、要配慮者の安全確保対策の推進。

・防災出前講座の実施

防災意識の向上の為に令和5年度は、4回実施、約110名に普及を行っている。風水害や地震などの災害の基礎知識、日頃の備えなどについて周知活動を行っている。

・地域防災組織の支援

自助、共助の促進による自主防災体制の確立、個人や家庭、地域それぞれの役割について周知活動を行っている。

・災害情報発信機能の整備

令和元年度に御所市防災メールを整備し、防災情報や気象情報などの配信を行っている。また、令和6年度から令和7年度にかけて防災行政無線（同報系）システムとして、屋外スピーカーや防災アプリなどの整備を行うこととしている。

2) 御所市商工会の取組

- ・事業者BCP、事業継続力強化計画に関する国の施策の周知。
- ・奈良県火災共済協同組合の休業対応共済、東京海上日動火災、あいおいニッセイ同和損保と連携した保険への加入促進。
- ・感染症等リスク回避のためのテレワーク就業環境の整備。
- ・令和5年3月23日に「災害時における協力体制に関する協定書」を社会福祉法人御所市社会福祉協議会と御所市商工会青年部との間で締結。
- ・令和6年3月に県外研修を実施。豪雨災害のあった福岡県田主丸商工会青年部の方に当時の状況を伺い、災害時に青年部としてどういった行動を取るべきか、ボランティアに関する注意など防災・減災への取組について意見交換を実施。
- ・上記視察を経て、商工会青年部内でBCP作成について勉強会を実施、6事業者が計画策定済みである（令和6年12月現在）。
- ・若手後継者育成事業（広域女性部事業 2回シリーズ）で、第1回目は平成24年7月6日に「人と未来の防災センター（神戸市）」の視察。第2回目は平成24年8月28日に、奈良県庁防災統括室を講師として、防災についての講習会と非常食の調理・試食、防災頭巾の作成を実施した。

II 課題

まず現状において、リスクに備えた共済・保険については、地域事業者、商工会・市役所担当職員の知識を拡充する必要がある。なお、現状商工会職員として、リスクに備え、損保・生保等横断的に学習し、事業所の業種及び実態を把握するところである。

併せて、事業者向けに事業者BCP、事業継続力強化計画についての周知を行き届かせる必要がある。災害前・発災時・発災後の準備を周知するなかで個々の課題を明確化、これら現状を網羅し把握した上で必要な支援策を個別事業者に展開する必要がある。

青年部活動においては、防災の勉強会の実施や御所市の防災訓練に参加しているが一部の取組みに終わっている。

商工会では緊急時の取組について明確な取り決めがなく、具体的な協力体制などを明記したマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいないなど災害に十分な対応ができていない。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識、事前対策の必要性を周知する。
- ・周知と併せ、その計画策定を推進する。

具体的には、小規模事業者に対し、事業継続を前提としたBCP・事業継続力強化計画策定の項目について具体的に説明する。事業継続が前提であるが、災害の度合いによっては、廃業を検討する事業者も多いと思われる。事業継続・廃業どちらの事態に陥っても、経営者・家族・従業員・地域住民にとって深刻な影響がないようにするために、事業者BCP・事業継続力強化計画（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を実施し、発災後速やかに、経営を立て直す可能性を高める。（BCP・事業継続力強化目標値については、下記フォローアップ

参照)

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と各市との間における被害情報を報告する仕組みを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制及び関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・巡回時や窓口指導時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談等を実施する。

(共済・保険制度の加入目標)

保険・共済の種類	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
火災共済	5	5	5	5	5
休業対応応援共済	5	5	5	5	5
ビジネス総合保険	5	5	5	5	5
業務災害保険	5	5	5	5	5

【対象共済】

- ・『火災共済』・・・火災はもとより風災、雹災、雪災、水災等の災害の補償がある。さらに令和2年1月1日から事業所向け『地震危険補償特約』が設立された。『地震危険補償特約』は、住宅に限らず、店舗、事務所、工場などが対象となり、小規模事業者の建物等に関する災害リスク対応の手助けとなる。
- ・『休業対応応援共済』・・・火災や地震、噴火、集中豪雨等の自然災害が発生すれば、建物、商品等にも影響を受ける。その場合は、小規模事業者は日々の売上の確保や資金繰りが厳しくなり、事業継続が難しくなる。小規模事業者が事業再開までの収入の補填の為の対応として有効な共済である。
- ・『ビジネス総合保険』・・・火災、風災、水災などの自然災害の休業補償や食中毒、感染症に対しても補償されるので、小規模事業者の事業継続の手助けとなる。また、商工会のスケールメリットを活かした割引がある。
- ・『業務災害保険』・・・事業主、従業員、派遣、委託事業者、下請負人が業務中に地震、噴火等の天災によるケガを補償することで、小規模事業者の“ヒト”の部分のケアの一助となる。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから、企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ、BCP計画フォーマット等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業者BCP・事業継続力強化計画、事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・事業所立地場所の自然災害等のリスクについては、全国連と協定を結ぶ損保会社2社の個別災害リスク表を用いて具体的に説明する。
- ・会報紙や市広報、ホームページ等において、事業者BCP・事業継続力強化計画など、国の施策の紹介とその策定意義をPRする。また、具体的な災害リスク対策として、共済・損害保険の概要などを併せて情報発信する。なお、それに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等も行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP・事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・奈良県商工会連合会等と連携し、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや個別相談会、行政の施策の紹介、共済・損害保険の紹介等を実施する。

当会が実施する普及啓発セミナーは以下の内容である。

【①御所市の防災セミナーの開催】

セミナー対象者	a. 御所市商工会青年部・女性部部員 b. 防災に興味のある事業者
募集方法	a. 職員が巡回、窓口にて案内 b. 御所市商工会ホームページにて周知 c. 御所市広報紙へ掲載
回数	1回
テキスト	・御所市ハザードマップ、防災サバイバル手帳、BCP対策マニュアル等
カリキュラム	・御所市の防災の体制、地域を知り防災を考える ・自助・公助・共助、市役所で対応できる限界 ・各家庭でする災害への備え

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害で対応できる損害保険、火災保険の範囲 ・事業所向けBCP策定、事業継続力強化計画の重要性 ・意見交換（危機意識の共有）
参加者数等	10人程度

【②BCP・事業継続力強化計画普及セミナーの開催】

セミナー対象者	<ul style="list-style-type: none"> a. BCP・事業継続力強化計画策定に興味のある小規模事業者 b. 市外に取引先のある製造業者 c. 過去に御所市防災訓練に参加したことのある事業者
募集方法	<ul style="list-style-type: none"> a. 職員が巡回、窓口にて案内 b. 御所市商工会ホームページにて周知 c. 御所市広報紙へ掲載
回数	1回
テキスト	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業向けBCP対策マニュアル ・事業継続力強化計画策定対策資料
カリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> ・BCP策定に向けての現状分析の必要性 ・BCP策定方法 ・事業インパクト分析（BIA） ・行政の施策の紹介 ・情報データの対策 ・リスク低減の共済・損害保険の概要説明 ・事業継続計画の策定シート作成支援 ・意見交換（危機意識の共有）
参加者数等	1回開催につき、10事業者

※事業者の災害への対応の意識を高めていくために、まずは、家庭の防災の意識を高めることから始め、徐々に事業者BCP・事業継続力強化計画の作成の機運を高め、計画策定につなげる。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和7年度中に事業継続計画を作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会と連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損保株式会社、東京海上日動火災株式会社や奈良県火災共済協同組合に共済・損害保険の紹介等を実施する。
また、BCP・事業継続力強化計画に関する専門家の派遣を依頼し、主に市内事業者を対象とした普及啓発セミナーの開催及び個別相談を行う。
- ・消防団に青年部の多数が所属しているので、地域の防災の観点や過去の災害事例をもとに知識、経験の連携を図り、地域防災の自助、共助の意識を高める。

4) フォローアップ

- ・経営指導員による小規模事業者の事業者BCP・事業継続力強化計画の作成支援及び取組状況の確認を行う。

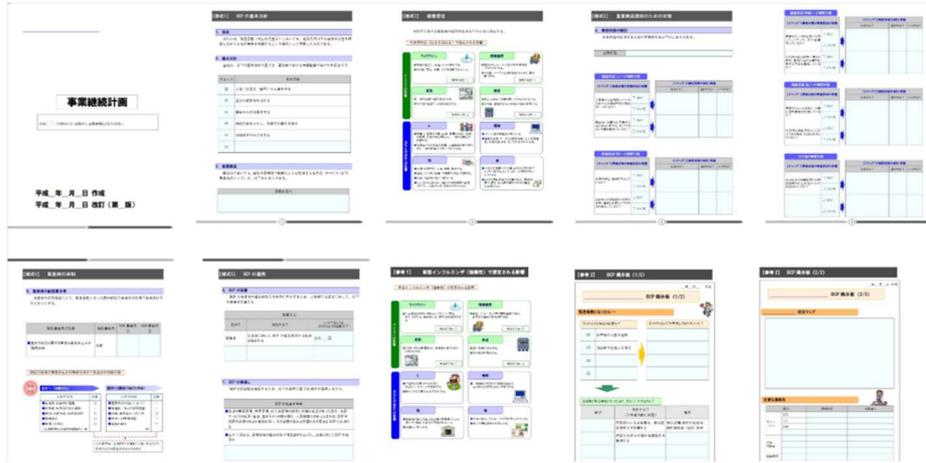
(事業継続力強化計画セミナー 目標開催数と策定事業所数)

事業継続力強化セミナー	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
開催数	1	1	1	1	1
参加者数	10	10	10	10	10
策定事業所数	5	5	5	5	5

- ・事業者BCP・事業継続力強化計画の作成支援を実施するために、事業者BCP・事業継続力強化計画の普及策定セミナー後の個別フォローアップが重要である。事業者の防災対応には様々あるが、以下の3点について、専門家・支援機関と連携し、個別相談を実施する。

【BCP策定のフォローアップ その1】

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画）作成支援で専門家による個別相談を実施、その後、専門家と経営指導員の連携による小規模事業者の事業者BCP（事業継続力強化計画）の作成支援及び取組状況の確認を行いBCP計画策定に導く。

BCP策定（事業継続力強化計画）の個別相談	
対象者	BCP策定セミナーに参加した事業者
内容	<p>専門家によるBCP策定支援のアドバイスによりBCP策定シートの完成に導いていく。</p>  <p>事業継続計画（BCP）シートの例【中小企業庁 HPより出典】 参加事業所の危険度判断の資料を渡して想定される災害への準備について</p>

	てアドバイスを実施する。
想定する専門家	中小企業診断士 保険会社社員 等
回数	1事業者 2回

【BCP策定のフォローアップ その2】

- ・災害リスク対応のための損害保険・生命保険については、専門知識が必要。また、リスクマネジメント評価をおこなう必要がある。そのための個別相談を実施する。

保険・リスクマネジメント評価の個別相談	
対象者	BCP策定セミナーに参加した事業者
内容	リスクに対応するための共済・生命保険・損害保険の提案及び見直し
想定する専門家	ファイナンシャルプランナー他
回数	1事業者 1回

【BCP策定のフォローアップ その3】

- ・小規模事業者では、業務を遂行する上で、特定の従業員がいなければ作業が回らない恐れがあり、災害が起これば事業継続に大きな支障を及ぼす可能性がある。よって、従業員の代替策を検討する必要がある。
 - ・具体的には、特定の個人しかできない業務については、若手への技術承継や多能工化をはかり、作業のマニュアル化も実施する必要がある。個別相談で現状と課題をあぶり出し、作業マニュアルの作成支援を実施する。
- 重要な情報の取り扱い・バックアップ他についても、事業者と相談し、災害の対策を検討する。

多能工化・作業マニュアル化、情報データの災害対策等の個別相談	
対象者	BCP（事業継続力強化計画）策定セミナーに参加した事業者
内容	多能工化、作業のマニュアル化による社長の代行者を検討するための作業マニュアルの作成支援、情報データの災害対策の提案等
想定する専門家	社会保険労務士、中小企業診断士、ITコーディネーター、保険会社社員等
回数	1事業者 2回

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（突発的な災害：マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を行う。
- ・防災の日に当会職員間の連絡ルートの通信訓練を行う。併せて、当会職員が各自の避難ルートの確認も行う。
- ・当会職員は、巡回時に防災ルート確認を意識する。

- ・葛城南地区自主防災会の防災訓練に商工会として参加する。
- ・職員が迅速に対応できるように、行動要綱や連絡先をコンパクトに記載したカード（緊急時携行カード）を職員全員が常に携行する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、事業継続を見越し、経営支援としてその対策をうつために、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡・連携する。
(行動要綱や連絡先をコンパクトに記載したカード（緊急時携行カード）を確認する。)

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員間で安否の連絡及び状況の報告を行う。同時に役員の安否確認を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)
- ・緊急連絡手段として、SNS ツールを活用する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針・優先順位を決める。
(地震・豪雨など突発的災害における例)
職員自身の目視で命の危険を感じる突発的災害状況の場合は、出勤を見合わせ、職員自身 まず安全確保をし、状況に応じて出勤する。
- ・職員各々、または全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
(平時、奈良県商工会連合会と連携して、発災時の対応を想定しておく)
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～3日間	1日に3回共有する
4日目～2週間	1日に2回共有する
2週間～2ヶ月	1日に1回必要に応じて共有する
2ヶ月以降	必要に応じて共有する

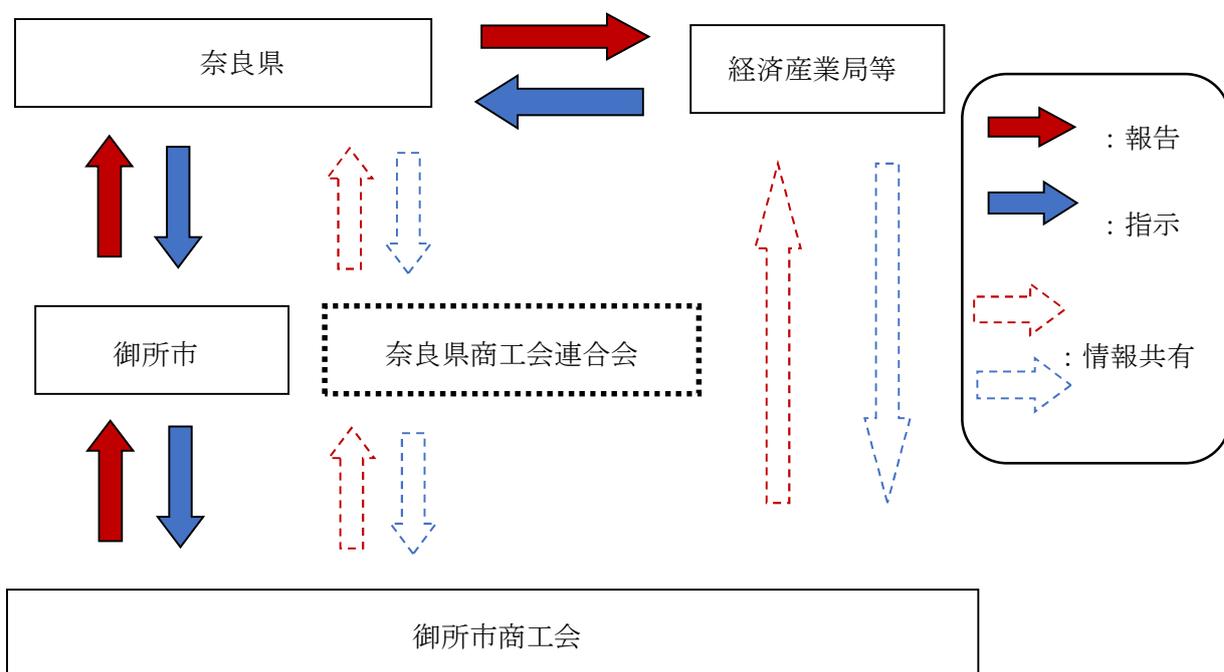
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

総代→理事→正副会長→事務局代表

報告及び指揮命令は電話、メール、FAX、郵送等を適宜利用する。

- ・当会と当市が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて当会又は当市より奈良県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、御所市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・具体的な候補は商工会館2階を予定している。商工会が被災した場合、御所市が指定する

場所で相談窓口を設置する。また中心市街地の近くの高台に令和6年4月1日御所市防災交流館が建設され、今後地域の防災拠点としての担う予定である。

- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

【想定される相談窓口の内容】

- ・ 災害融資相談・斡旋の実施…日本政策金融公庫・奈良県信用保証協会他。
- ・ 雇用調整助成金申請支援…奈良労働局・ハローワーク大和高田と連携。災害が復旧するまで従業員を休業させる必要がでてくる可能性がある。
- ・ 被災により余儀なく廃業される事業所については、奈良県事業引継ぎ支援センターと連携した取引先・従業員の引継ぎ支援を実施する。
- ・ 従業員の再就職窓口の創設…ハローワーク大和高田・奈良県産業雇用安定センターと連携。従業員の解雇についても想定した相談。
- ・ 全国商工会連合会、奈良県商工会連合会、中小企業基盤整備機構（復興支援アドバイザー）と連携して、事業者の復旧・復興に向けた個別相談会、アドバイス巡回を実施する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

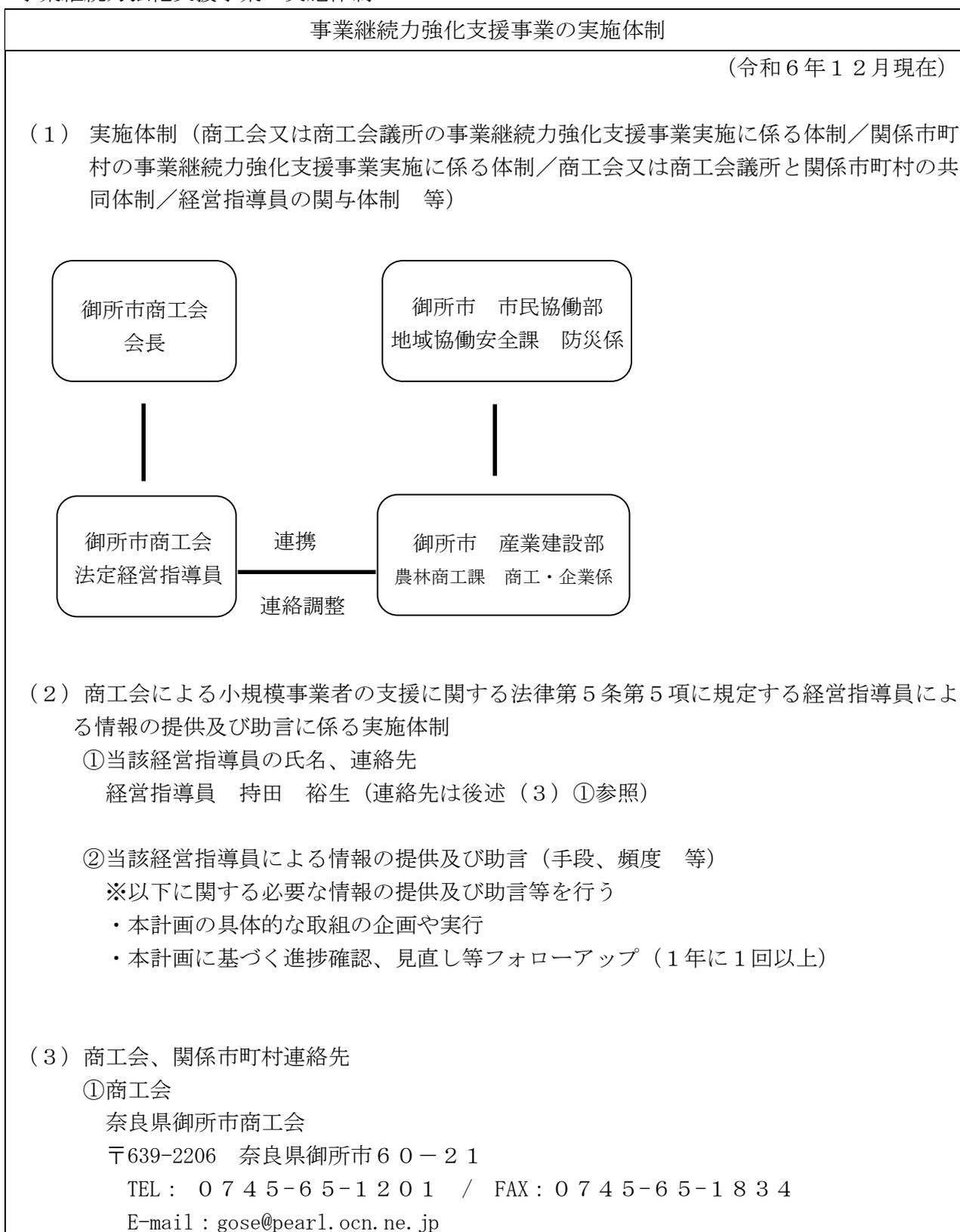
- ・ 奈良県、御所市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県・奈良県商工会連合会等に相談、要請する。
- ・ 全国商工会連合会、奈良県商工会連合会、中小企業基盤整備機構と連携して被災小規模事業者のサプライチェーンを補完する支援をおこなう。具体的には依存関係のある主体（委託先、調達先、供給先等）について、農商工マッチング、域外卸業など被災地区以外の新規取引業者との関係性樹立に向け支援を行う。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

御所市 産業建設部 農林商工課 商工・企業係 及び 市民協働部 地域協働安全課 防災係
〒639-2298 奈良県御所市1番地の3

TEL : 0745-62-3001 / FAX : 0745-62-5425

E-mail : syoukou-kigyou@city.gose.nara.jp / anzen@city.gose.nara.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	660	660	660	660	660
・ 専門家派遣費	330	330	330	330	330
・ セミナー開催費	110	110	110	110	110
・ チラシ・パンフ レット作製費	220	220	220	220	220

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、御所市補助金、奈良県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。